

第5章 介護保険事業計画

第5章 介護保険事業計画

第1節 介護サービス基盤づくり

1 居宅サービスの内容

サービス名	内 容
訪問介護（ホームヘルプサービス）	訪問介護員が自宅に訪問して、入浴、食事、排泄等の身体介護や調理清掃等の家事援助を行うサービスです。
訪問入浴介護 （介護予防訪問入浴介護）	看護師やホームヘルパーが移動入浴車により自宅での入浴を介護するサービスです。
訪問看護 （介護予防訪問看護）	看護師等が自宅に訪問し、療養上の世話、必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション （介護予防訪問リハビリテーション）	理学療法士等が自宅に訪問し、身体機能の維持・増進をはかるためのリハビリ等を行うサービスです。
居宅療養管理指導 （介護予防居宅療養管理指導）	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が自宅を訪問して、療養生活の質の向上を図るため、療養上の管理指導を行うサービスです。
通所介護（デイサービス）	特別養護老人ホームやデイサービスセンターなど日帰り施設等に通い、入浴、食事、生活訓練、趣味等の活動を行うサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア） （介護予防通所リハビリテーション）	心身機能の維持、回復及び日常生活の自立支援等を目的に、要介護者が老人保健施設等に通い、医師の指導に基づき必要なりハビリテーションを受けるサービスです。
短期入所生活介護 （介護予防短期入所生活介護）	介護老人福祉施設等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けるサービスです。
短期入所療養介護 （介護予防短期入所療養介護）	介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理の下、介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けるサービスです。
特定施設入居者生活介護 （介護予防特定施設入居者生活介護）	有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）に入居し、特定施設サービス計画に基づき、日常生活上の支援や介護・介護予防を受けられるサービスです。
福祉用具貸与 （介護予防福祉用具貸与）	日常生活の自立を支援するため、車いすや特殊ベッド等、在宅介護に必要な福祉用具の貸し出しを受けられるサービスです。
特定福祉用具購入費 （特定介護予防福祉用具購入費）	福祉用具のうち、衛生上、レンタルになじまない福祉用具（腰掛け便座や入浴補助用具等）を購入した場合に、費用の一部が償還払いで支給されるサービスです。
居宅介護住宅改修費 （介護予防住宅改修費）	居宅での自立した生活や要介護状態の維持、悪化防止のための自宅の手すりの取り付け、段差の解消、スロープの設置、洋式便座への交換等の小規模な改修費用の一部が償還払いで支給されるサービスです。
居宅介護支援 （介護予防居宅介護支援）	在宅サービスを適切に利用できるように、要介護者の心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて利用するサービスの計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整、利用実績の管理、施設への紹介等を行うサービスです。

2 地域密着型サービスの内容

サービス名	内 容
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) ※認知症高齢者グループホーム	認知症の要支援2及び要介護認定者が、共同生活を営む施設で、介護スタッフによる食事、入浴、排泄、食事等の介護や、その他日常生活の世話、機能訓練等のサービスを受けるサービスです。
地域密着型通所介護	利用定員 18 名以下の小規模の通所介護施設（デイサービスセンター）に通い、入浴や食事の提供等、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

3 施設サービスの内容

サービス名	内 容
介護老人福祉施設	日常生活で常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護高齢者に、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の支援や機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。
介護老人保健施設	病状が安定し入院治療が不要でなくなった高齢者が自立した生活ができるよう、リハビリテーションや介護・看護を中心とした医療のケアと日常生活の支援などを行います。
介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期にわたって療養が必要な方が入所し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護及び機能訓練、その他必要な医療を行う施設です。
介護医療院	平成 30 年度から新設された、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

4 介護サービス基盤整備等の進め方

(1) 地域密着型以外の介護給付サービスの確保策

地域密着型以外の介護給付サービスについては、地域包括ケアシステムの視点の一つに「医療との連携」があり、訪問看護やリハビリテーション等の医療系サービスの充実強化が課題となっています。多様な社会資源を有効に活用しながらサービスの供給が図れるよう、サービス事業者の参入促進につながるための情報提供や人材確保の支援を行う等、事業者等との連携を図り、適切なサービス提供体制の整備を目指します。

(2) 地域密着型介護給付サービスの確保策

地域密着型サービスについては、高齢化に伴い、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加によるサービス見込量の増加が見込まれることから、サービス事業者と連携し、住み慣れた地域で生活を継続するために身近で適切なサービスを受けられる環境づくりに努めます。

また、現存の地域密着型サービス間の連携強化を図るため、定期的に意見交換会を開催し、サービスの質の向上に取り組みます。

共生型サービス

平成 29 年の介護保険制度改正において、

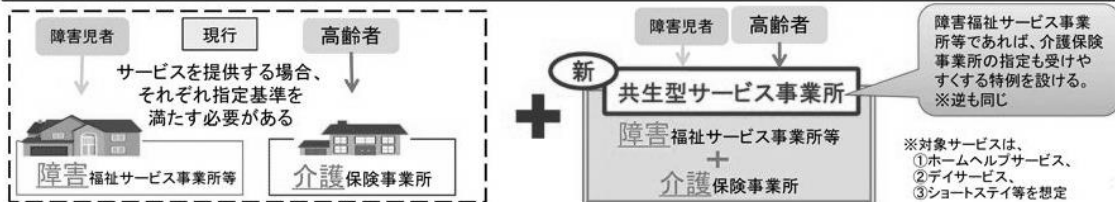
- ① 障害者が 65 歳以上になっても使い慣れたサービスの利用継続しやすくする
- ② 地域の実情に合わせて、限られた福祉人材の有効活用

という観点から、デイサービス・ホームヘルプサービス・ショートステイについて高齢者や障害者が共に利用できる「共生型サービス」が創設されました。

サービス事業者の参入促進に向けて、情報提供や事業所との連携を図り、整備を目指していきます。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



(出典：厚生労働省)

第2節 介護保険事業状況

1 介護保険給付サービス利用実績

利用実績から、要支援者の介護予防サービスの利用がみられます。比較的介護度が低い状況からサービスにつながっている傾向があります。

また、短期入所療養介護や介護老人保健施設の利用が増加傾向であり、在宅介護負担軽減を目的に在宅サービスと施設サービスを複合的に利用していると推察されます。

(ア) 在宅サービス

サービス種別			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
①訪問介護	介護給付	人	108	94	84
		回	1,992	1,827	1,837
②訪問入浴介護	介護給付	人	10	12	14
		回	49	55	62
	予防給付	人	0	0	0
		回	0	0	0
③訪問看護	介護給付	人	32	24	23
		回	218	205	212
	予防給付	人	5	9	9
		回	50	95	96
④訪問 リハビリテーション	介護給付	人	8	5	3
		回	89	60	31
	予防給付	人	0	10	2
		回	0	1	1
⑤居宅療養管理指導	介護給付	人	72	74	81
	予防給付	人	2	2	2
⑥通所介護	介護給付	人	175	181	181
		回	1,807	2,028	1,900
⑦通所 リハビリテーション	介護給付	人	189	194	181
		回	1,763	1,858	1,683
	予防給付	人	21	27	28
⑧短期入所生活介護	介護給付	人	66	59	62
		日	728	691	891
	予防給付	人	7	7	3
		回	1	2	1

※令和2年度は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

サービス種別			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
⑨短期入所療養介護	介護給付	人	19	25	28
		日	167	228	328
	予防給付	人	0	2	0
		回	0	1	0
⑩特定施設 入居者生活介護	介護給付	人	13	12	13
	予防給付	人	0	0	0
⑪福祉用具貸与	介護給付	人	266	275	309
	予防給付	人	29	42	42
⑫特定福祉用具販売	介護給付	人	3	4	4
	予防給付	人	1	0	0
⑬住宅改修	介護給付	人	3	3	3
	予防給付	人	1	1	1
⑭居宅介護支援	介護給付	人	482	496	507
	予防給付	人	48	68	72

※令和2年度は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

(イ) 地域密着型サービス

サービス種別			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2021年度)
①地域密着型通所介護	介護給付	人	25	20	19
		回	311	230	228
	予防給付	人	0	0	0
		回	0	0	0
②認知症対応型 共同生活介護	介護給付	人	26	27	27
	予防給付	人	0	0	0

※令和2年度は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

(ウ) 施設サービス

サービス種別			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2021年度)
①介護老人福祉施設	介護給付	人	128	123	115
②介護老人保健施設	介護給付	人	98	104	112
③介護療養型医療施設 (介護医療院)	介護給付	人	2	1	3

※令和2年度は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

2 介護保険給付サービス利用見込み

第8期計画では、将来人口推計により、高齢者数及び要支援・要介護認定者数の増加が予測されています。在宅サービスにおいては、在宅介護負担軽減や介護離職防止の観点から、通所型・短期入所サービスの利用増加を見込みます。かつ、在宅医療を希望する高齢者が増えていることから医療系サービスの利用増加を見込みます。

また、多様な住まい方を支援するため、特定施設サービス（有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等）の利用増加を見込みます。

(ア) 在宅サービス

サービス種別		第7期	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	
①訪問介護	介護給付	人	95	98	100	101	103
		回	1,885	1,832	1,874	1,889	1,927
②訪問入浴介護	介護給付	人	13	14	14	14	14
		回	55	63	63	63	63
	予防給付	人	0	0	0	0	0
		回	0	0	0	0	0
③訪問看護	介護給付	人	26	31	32	32	33
		回	211	219	227	227	234
	予防給付	人	8	8	8	8	8
		回	80	77	77	77	77
④訪問 リハビリテーション	介護給付	人	5	7	7	8	8
		回	60	74	74	84	84
	予防給付	人	1	1	1	1	1
		回	4	12	12	12	12
⑤居宅療養管理指導	介護給付	人	76	102	103	105	106
	予防給付	人	2	3	3	3	3
⑥通所介護	介護給付	人	179	179	181	185	188
		回	1,912	1,806	1,826	1,865	1,896
⑦通所 リハビリテーション	介護給付	人	188	196	198	201	204
		回	1,768	2,044	2,065	2,096	2,126
	予防給付	人	25	25	25	25	25
⑧短期入所生活介護	介護給付	人	62	67	68	68	69
		日	770	908	923	923	936
	予防給付	人	1	2	2	2	2
		日	6	10	10	10	10

※第7期は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

サービス種別			第7期	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
⑨短期入所療養介護	介護給付	人	24	29	29	29	29
		日	241	356	359	360	360
	予防給付	人	0	0	0	0	0
		日	0	0	0	0	0
⑩特定施設 入居者生活介護	介護給付	人	13	15	15	15	15
	予防給付	人	0	2	2	2	2
⑪福祉用具貸与	介護給付	人	283	295	299	301	309
	予防給付	人	38	39	40	40	40
⑫特定福祉用具販売	介護給付	人	283	295	299	301	309
	予防給付	人	1	2	2	2	2
⑬住宅改修	介護給付	人	3	5	5	5	5
	予防給付	人	1	1	1	1	1
⑭居宅介護支援	介護給付	人	495	511	518	524	534
	予防給付	人	62	63	64	65	65

※第7期は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

(イ) 地域密着型サービス

サービス種別			第7期	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
①地域密着型通所介護	介護給付	人	21	21	21	21	21
		回	256	258	258	258	258
	予防給付	人	0	0	0	0	0
		回	0	0	0	0	0
②認知症対応型 共同生活介護	介護給付	人	27	27	27	27	27
	予防給付	人	0	0	0	0	0

※第7期は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

(ウ) 施設サービス

サービス種別			第7期	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
①介護老人福祉施設	介護給付	人	122	118	118	118	118
②介護老人保健施設	介護給付	人	105	115	115	115	115
③介護療養型医療施設 (介護医療院)	介護給付	人	2	1	1	1	1

※第7期は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

第3節 地域支援事業の実施

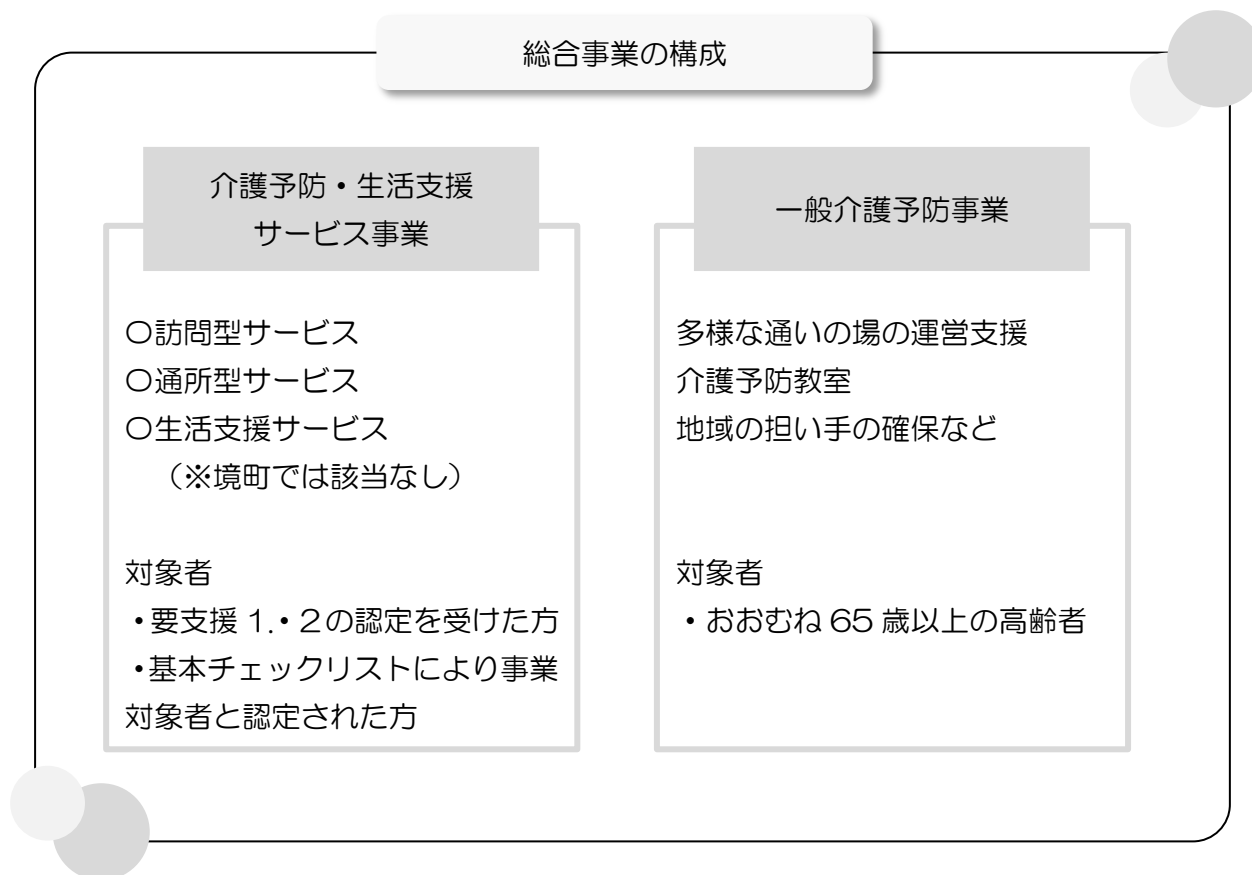
地域支援事業は、介護保険の財源により町が取り組むサービスで、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つの事業に分かれています。

介護・医療の需要が増大し続ける中、限られた人材と財源で、介護予防・重度化防止、中重度者の要介護者を支える地域の仕組みづくり、医療・介護・福祉の有機的な連携を推進するなど、令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えた「地域包括ケアシステム」「地域共生社会」の効果的・効率的な推進を目指して各事業を実施していきます。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年より開始した、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という）」は、高齢者自らが介護予防に取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けていけるように、地域全体で高齢者を支え、社会参加の場の充実、多様な生活支援サービスの創出、新たな担い手の確保を支援する事業です。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。



(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者や基本チェックリストの利用により事業対象者と判断された人に対し、自立支援と介護予防を目的とする介護予防ケアマネジメントのもと、一人ひとりのニーズに合った多様なサービスを提供するものです。

地域の実情に合わせて、従来の訪問型・通所型サービス、町独自として短期間集中的に行う通所リハビリテーションサービスを提供しています。

■総合事業利用者数の実績と将来推計

サービス種別		第7期	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
①訪問介護相当サービス	人	36	43	45	47	47
②通所介護相当サービス	人	65	69	72	75	75
③短期集中型通所サービス(サービスC)	実数/年	17	24	26	28	28
③介護予防ケアマネジメント	人	67	75	80	85	85

第7期は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

今後充実を予定するサービス

介護予防・生活支援サービス（緩和型・住民主体型）事業

要支援者等の介護予防や生活支援を充実するため、地域で運営する民間介護事業者やボランティアやNPO法人等による活動を、新たに総合事業のサービスとして位置づけを行います。

介護保険給付では対応が難しいサービス（例：居場所づくり、買い物支援、見守り等）を多様な主体によるサービスを充実させることで、高齢者の社会参加や繋がりを維持し、自立支援を図ります。



居場所づくり



見守り支援



配食

(2) 一般介護予防事業

おおむね 65 歳以上の高齢者を対象とした、自立支援・重度化防止を図るための事業です。第 8 期高齢者ニーズ調査によると、65 歳以上の元気高齢者において約 12%の方が運動器の機能低下がみられており、かつ、閉じこもり傾向がある方が約 20%いるとされています。健康寿命の延伸を目指し、誰もが気軽に参加できる通いの場の普及や、リハビリテーション専門職や介護予防に関する知識を持ったボランティア等による効率的かつ効果的なプログラムを実施していきます。

また、国では「保健と介護予防事業の一体的な実施」に取り組んでおり、町では第 8 期計画において、保健部門や衛生部門との連携の強化と医療・介護データを活用し、壮年期からの健康管理やハイリスク高齢者へのアプローチを進めてまいります。

①介護予防把握事業

要介護認定を受けていない高齢者の内で対象者を絞り、基本チェックリスト等を活用して、生活機能の低下が見られる方を把握し、介護予防教室等の参加や生活支援のサービスにつなげます。

【実績と見込み】

内 容	介護予防把握事業 (基本チェックリスト送付)					
	実 績			見 込 み		
	H30年度	R元年度	R2 年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度
送付者数(人)	298	242	165	310	320	330

②介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成配布や講座等の開催と、地域におけるシルバーリハビリ体操、スクエアステップなど自主的な介護予防の活動を支援していきます。

【実績と見込み】

内 容	介護予防普及啓発事業 (介護予防教室開催)					
	実 績			見 込 み		
	H30年度	R元年度	R2 年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度
開催場所(箇所)	10	11	3※P96	13	14	15

③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する知識の向上のための研修会等を実施し、ボランティアや老人クラブ等が地域で活動できるよう支援します。

【実績と見込み】（再掲）

内 容	地域介護予防活動支援事業 (シルバーリハビリ体操指導士養成研修)					
項 目	実 績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度
研修会 開催回数(回)	1	1	1	1	1	1

④一般介護予防事業評価事業

事業が適切かつ効率的に実施されたか、原則として年度ごとに、事業評価を行います。地域住民の介護予防に関する知識度、ボランティア活動への高齢者の参加数、ボランティア養成講座、介護予防に関する普及啓発事業の評価をしていきます。

(※事業に対する評価のため、実績と見込みなし)

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職の専門的知見を活用し、介護予防教室、住民主体の通いの場等での自立支援及び介護予防の取組みを総合的に強化します。

【実績と見込み】

内 容	地域リハビリテーション活動支援事業 (介護予防教室へのリハビリテーション専門職派遣)					
項 目	実 績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度
リハビリ職員 派遣箇所数 (箇所)	6	8	—※P96	12	13	14



シルバーリハビリ体操教室



リハ専門職による体力測定の様子

2 包括的支援事業

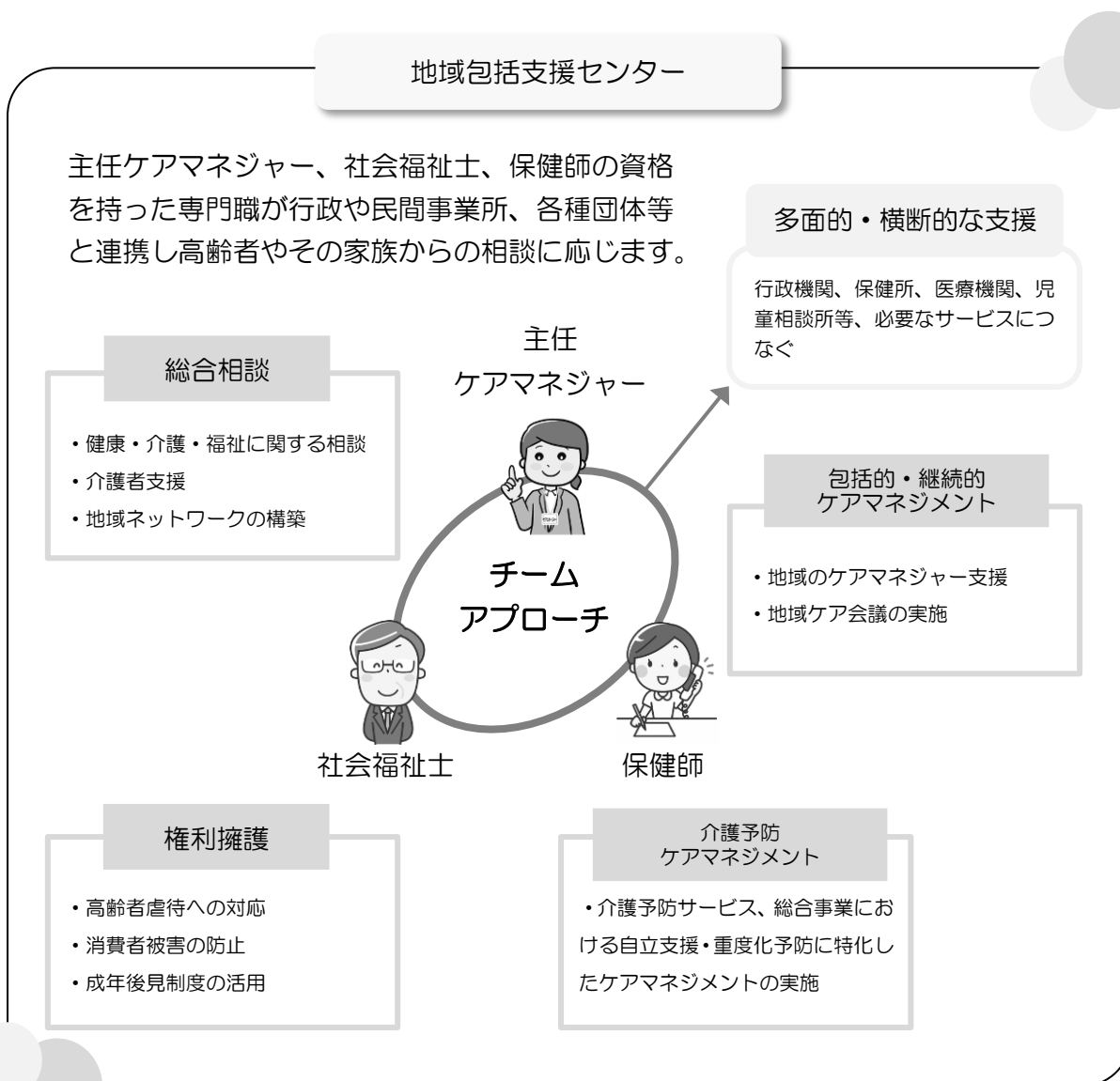
(1) 地域包括支援センター運営事業

①地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを支える中核機関として、①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントといった機能を担っています。健康や福祉、医療に関する様々なサービスを必要とする方に対し、適切に対応する「ワンストップサービス」としての窓口拠点の役割が求められています。

境町では、社会福祉法人さしま福祉会（ファミリー境）に委託して、町内に地域包括支援センターが1か所設置されています。

地域包括支援センターは、「境町地域包括支援センター運営方針」を遵守し、町が設置した「境町地域包括支援センター運営協議会」の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立になるよう運営しています。



②地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、行政の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機能を担うことを期待されています。

利用者一人ひとりについて、自立支援と介護予防の支援を行うとともに、高齢者の実態把握と総合相談・支援、様々な職種が連携しての包括的・継続的なフォローアップを行うために、以下の4項目の事業を実施します。

ア. 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者の心身の状況や生活環境、生活機能低下が生じた原因に応じ、総合的かつ効果的な支援計画を作成します。支援計画に基づくサービスの提供を確保し、あわせて、評価を実施します。

イ. 総合相談支援

• 総合相談

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について総合的かつ迅速に対応できる体制を構築します。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるよう努めます。

• 実態把握

窓口や電話での相談、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加状況の把握、独居又は高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問などを行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態調査を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ介護予防事業につなげる等、早期対応できるように取り組みます。

• 地域ネットワークの構築

地域の様々なネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要とされた高齢者に対して、地域包括支援センターの各専門職によるチーム支援を行います。

ネットワーク構築にあたっては、サービス提供機関や専門相談機関、インフォーマルサービス等のマップの作製等により、活用可能な機関・団体等の把握を行います。また、地域ケア会議等による多職種・関係機関との連携を図ります。地域に社会資源がない場合は、その創設や開発に取り組みます。

ウ. 権利擁護

・成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法的行為などの成年後見制度をはじめ日常生活自立支援事業等を活用した支援を行います。

・高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止・高齢の養護者に対する支援等に関する法律」及び「境町高齢者虐待防止対策事業実施要綱」（平成27年10月告示）に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、町と連携を図りながら適切な対応を行います。

・困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態調査の上、地域包括支援センターの専門職が連携して対応を検討します。

・消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための機関を紹介します。

エ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

「境町ケアマネジメント基本方針」に基づき、個々の高齢者の状態変化に応じた適切なケアマネジメントを個々のケアマネジャーが実践することができるように、地域の基盤を整えるとともに、指導と助言を行います。

- ・地域のケアマネジャーに対する個別相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術指導等の相談助言を行う。
- ・支援困難事例等への指導、助言。
- ・ケアマネジャー会議（連絡会・研修会）を実施。

内 容		ケアマネジャー会議（連絡会・研修会）					
		実 績			見 込 み		
項 目		H30年度	R元年度	R2年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数	回／年度	0	1	1	1	1	1

(2) 地域ケア会議の充実

地域ケア個別会議は、地域包括支援センターが開催し、個別の事例（困難事例等）の検討を通じて、多職種によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなどの役割があります。

第7期期間中で開催した地域ケア個別会議では、地域課題として、要支援者はセルフケア支援、要介護者は金銭管理、栄養管理、認知症、家族の関わり方について挙げられました。

地域ケア推進会議は、保健・医療・福祉の関係機関の代表者及び関係職種の代表者で構成し、在宅医療介護連携や認知症施策との有機的な連携を図りながら、地域ケア個別会議等で抽出された地域課題等の整理、解決を目指していきます。

【実績と見込み】

内 容		地域ケア個別会議					
項 目		実 績			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数	回/年度	4	16	5※	10	15	20

内 容		地域ケア推進会議					
項 目		実 績			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数	回/年度	1	1	1	1	1	1



地域ケア個別会議



地域ケア推進会議

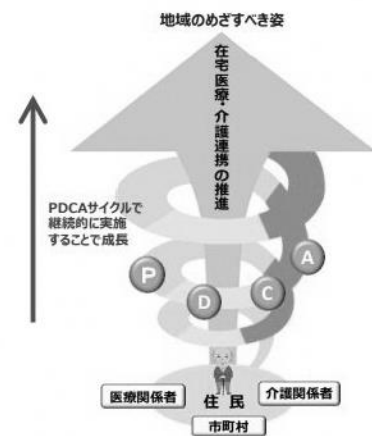
(3) 在宅医療・介護連携の推進

第8期高齢者ニーズ調査では、病気等により在宅医療（訪問診療）を希望する方は約70%を超えており、在宅医療と介護の連携体制の強化が求められています。

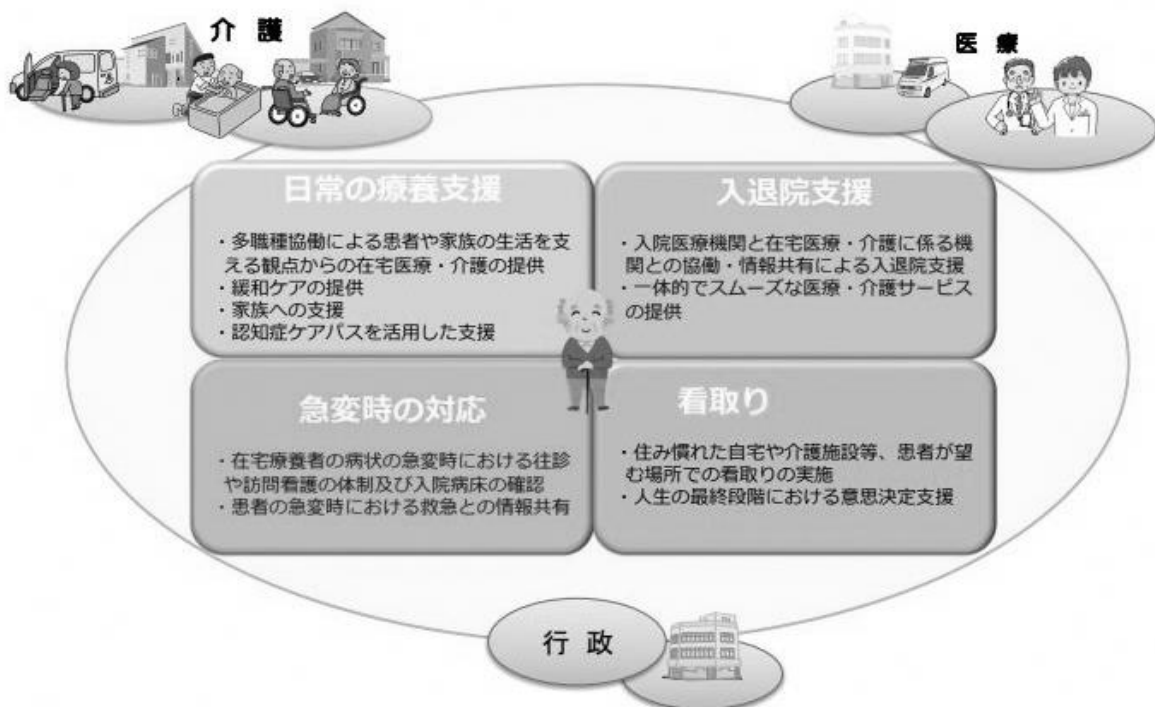
医療と介護が必要な場面に応じて、住み慣れた地域で安心して受けることができるよう、医師会、町、医療・介護の関係者が協働して連携体制の構築を推進し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することを目的とします。

この事業は、猿島郡医師会圏域である境町と五霞町が実施主体として協働し事業に取り組みます。また、医師会の中核病院である西南医療センター病院へ事務局を配置し、2町と連携し以下の8つの事業を包括的に実施します。

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 医療・介護連携の課題抽出と対応協議
- ③ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築
- ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修開催
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 関係市町村との連携



<在宅医療・介護連携のイメージ>



【実績と見込み】

項目		実績			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度
内容		在宅医療・介護に関する研修会（市民向け）					
参加者数	人／年度	1	2	—*P96	1	1	1
内容		在宅医療・介護に関する研修会（医療・介護専門職向け）					
参加者数	人／年度	2	1	1	2	2	2
内容		在宅医療・介護連携相談件数（医療・介護専門職向け）					
参加者数	人／年度	/	88	—*P96	100	110	120
内容		在宅医療・介護連携推進会議					
開催回数	回／年度	2	2	1	2	2	3
内容		在宅医療グループ化事業連携機関（茨城県事業）					
参加 機関数	箇所／ 年度	/	9	9	9	9	9



在宅医療・介護連携推進会議



在宅医療・介護に関する研修会
（市民向け）

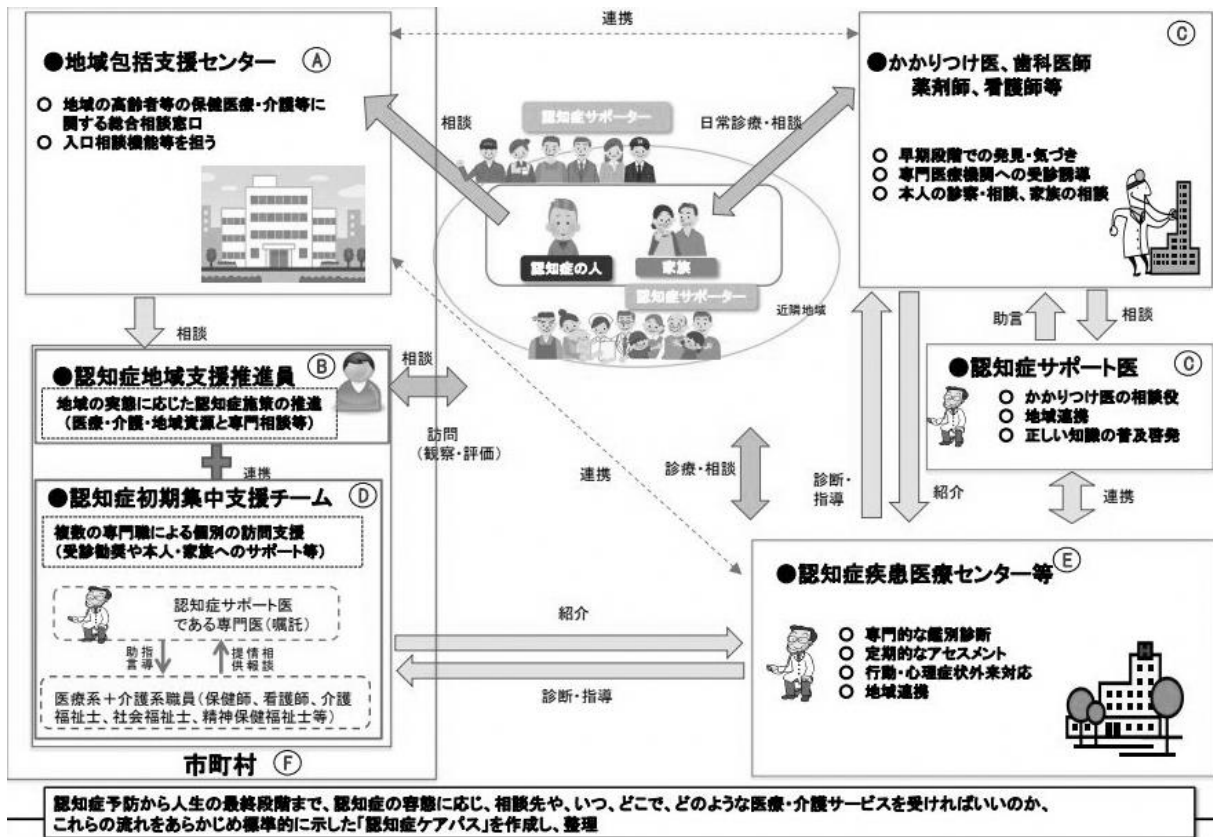
(4) 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進大綱」では、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域でできる限り暮らし続けることができる社会の実現を目指して、認知症の方とその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」の両輪で施策を推進し、認知症にやさしいまちづくりを目指しています。

第8期高齢者ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口の認知状況について約70%弱の方が「知らない」と回答しており、認知症施策の普及が課題となっています。

町では施策の柱として、「境町認知症安心ガイド(認知症ケアパス)」を活用し適切な時期に福祉・医療・介護を受けることができるよう体制を整備するとともに、認知症専門医と医療・介護専門職が、認知症の方とその家族を初期の段階で診断・対応し、問題解決と自立支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置、認知症に関する相談支援体制の構築や認知症カフェやボランティア育成等を推進する「認知症地域支援推進員」の配置を行います。また、地域住民、企業等への認知症の理解を深めるために「認知症ケア向上のための研修会」と「認知症サポーター養成講座」を開催し、普及啓発を図ります。

＜認知症の人やその家族を支える施策体系図＞



○ 境町認知症安心ガイド（ケアパス）

認知症の症状とその対処法・支援体制

認知症は症状の進行度にあった対処法や支援が大切です。下の表では、進行度別に、本人の症状や介護する方の対応、町の支援体制などを紹介しています。

	初期			中期		後期		
	健康	軽度認知障害（MCI）	認知症の疑い	日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	手助け・介助が必要	常に介助が必要	
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> 自立 	<ul style="list-style-type: none"> もの忘れは多少あるが、日常生活は自立 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の疑い もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類の作成など日常生活は自立 もの忘れ 同じことを言う 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活は自立 買い物の時にお礼でしか支払えない 同じ物を何回も買う ATMの操作ができない 身なりを気にしなくなる 薬の飲み忘れ・趣味をやめてしまう 意欲低下・食事の支度ができない 火の消し忘れ 	<ul style="list-style-type: none"> 服薬管理ができない 服の着方がおかしい、服が選べない 電話の対応等が一人で難しい 家電が扱えない・たびたび運に迷う 家族とのトラブル・入浴を嫌がる 文字が上手に書けない 昼夜逆転・攻撃的な言動 	<ul style="list-style-type: none"> 管理や食事、トイレなどがうまくできない 遠くに住む子供や孫が分らない 親しい人が分からなくなったりする 時間・場所・季節が分からなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉によるコミュニケーションが難しくなる 声かけや介護を拒む 飲み込みが悪くなり食事介助が必要・トイレの失敗 歩行が不安定 言葉が出ない 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ寝たきりで意思の疎通が難しい 食事を口からほとんどとれない 歩行困難
家族の気持ち	<p>年のせいだろう。言えはできるはず。とまどい。否定。悩みを打ち明けられないで一人で悩む時期。</p>							<p>混乱。怒り。自分だけがなぜ。相手のペースに振り回され疲れ切ってしまう。つらい時期。</p>
ご自身や家族でやっておきたいこと、決めておきたいこと	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の疾患や介護、介護保険について学びましょう かかりつけ医をもちましょう 消費者被害に注意しましょう 家族の連絡先を分かるようにしておきましょう 							<ul style="list-style-type: none"> 一人で抱え込まずに介護仲間をつくりましょう 医療、介護のサービスを利用しましょう 身近な人に病気のことを伝え、理解者や協力者をつくりましょう
予防	<p>毎日の運動・趣味・社会活動に参加</p> <p>ボランティア活動</p> <p>サロン</p> <p>いきいきクラブ</p> <p>シルバーリハビリ体操、スクエアステップ教室</p>							
相談	<p>認知症が心配な時の相談先：かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員</p>							
医療	<p>診断を受けるには：かかりつけ医、認知症患者医療センター、専門医療機関</p>							
介護	<p>介護保険サービス（デイサービス、デイケア、訪問介護、訪問看護、短期入所など）</p>							
生活支援	<p>認知症サポーター養成講座：地域や職場、学校で認知症の正しい理解</p> <p>高齢福祉サービス（配食サービス、家の定期便、緊急通報システム）</p> <p>SOSネットワーク、おかえりマーク</p> <p>日常生活自立支援事業：社会福祉協議会</p>							
住まい	<p>成年後見制度：地域包括支援センター、役場介護福祉課</p> <p>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等</p> <p>介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護医療院（介護療養型医療施設）</p>							

【実績と見込み】

項目	実績			見込み			
	H30年度	R元年度	R2年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度	
内容	認知症初期集中支援推進事業						
チーム数	1	1	1	1	1	1	
対象者	実人数	3	5	4	6	8	10
内容	認知症地域支援推進員						
配置人数	2	2	2	3	3	3	
内容	認知症ケア向上のための研修会						
参加者/年度				50	50	50	
内容	認知症カフェ（本人・家族の会）の実施						
開催箇所/年度	0	0	0	1	1	1	
内容	認知症サポーター養成講座						
養成者数/年度	800	398	—※P96	400	450	500	
内容	認知症サポーターステップアップ講座						
開催数/年度	0	1	—※P96	1	1	1	

認知症カフェ

認知症カフェは「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場所」です。認知症の人と家族にとって居場所となるだけでなく、それぞれの立場での意見交換や情報共有、つながりの場となります。

今後、境町内において認知症当事者やボランティア等の協力を得ながら、開催を予定していきます。

開催例)



認知症当事者との茶話会



薬剤師からの服薬指導

(5) 生活支援体制整備事業

第8期在宅介護実態調査では、在宅生活の継続のために充実が必要なインフォーマルサービスとして、移送サービスや外出同行といった移動支援や掃除・洗濯、ゴミ出し、見守りといった生活支援のニーズが高い状況です。また、地域づくり活動や趣味活動等に参加意向のある方が約50%と高い意欲がある一方、地域活動等に参加していない方や無回答の方を合わせると約70%となっており、実際の活動に繋がっていない状況が課題となっています。

この事業では、高齢者が地域の中で孤立することなく人とのつながりを保ち続けるため、「自助・共助」を支援し「地域で高齢者を支え合う体制づくり」と、「多様な主体による助け合い活動の充実と強化」を目指していきます。

事業の柱として、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを担う「生活支援コーディネーター」の配置と、多様な主体（ボランティア団体、民生委員、NPO法人、民間企業等）による、町全域（第1層）と中学校区（第2層）の「協議体」を設置して事業を推進します。



様々な関係機関や生活支援等が地域での生活を支える地域包括ケアシステムのイメージ図（出典/厚生労働省）

<生活支援体制整備事業の体系図>

<事業の目的>

- ・地域で高齢者を支えあう体制づくり（助け合い・支え合いの地域づくり）
- ・多様な主体による様々な生活支援・介護予防サービスの支援体制の充実・強化

事業の目的のために以下の配置を行っていきます

○生活支援コーディネーター

多様な主体との連携と多様な地域の取り組みを推進する事業の調整役

○協議体

多様な主体において、地域課題を考え、地域資源を創出する定期的な話し合いの場

「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを活かして、住民主体のサービスが活発化されるよう、地域全体で高齢者を支える体制づくりを地域の方々とともに進めていきます

【実績と見込み】

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度
内容	第1層（町全域）協議体					
回数/年度	12	12	4※P96	12	12	12
内容	第2層（中学校区）協議体					
回数/年度	24	24	24	24	24	24
内容	生活支援・介護予防に関する担い手（ボランティア）養成講座					
人数/年度				10	10	10
内容	通いの場（住民主体）の開催					
設置箇所/年度	3	3	3	4	5	6

協議体

協議体は、町全体の第1層協議体と中学校区ごとの第2層協議体が活動しています。毎月1回集まり地域の課題把握や解決策の検討、支援者と対象者のマッチングを行います。平成29年度から始まり、移動支援や買い物支援など様々な助け合い活動が進んでいます。

第1層協議体



第1層協議体

- ・第2層協議体の活動状況の把握
- ・地域課題の解決策の検討など

第2層協議体



一中学区協議体「えんがわ」

- ・高齢者への買い物支援
- ・店舗片付け協力者のマッチングなど



二中学区協議体「つながり」

- ・高齢者への異動支援
- ・一人暮らし高齢者宅でのサロン活動など

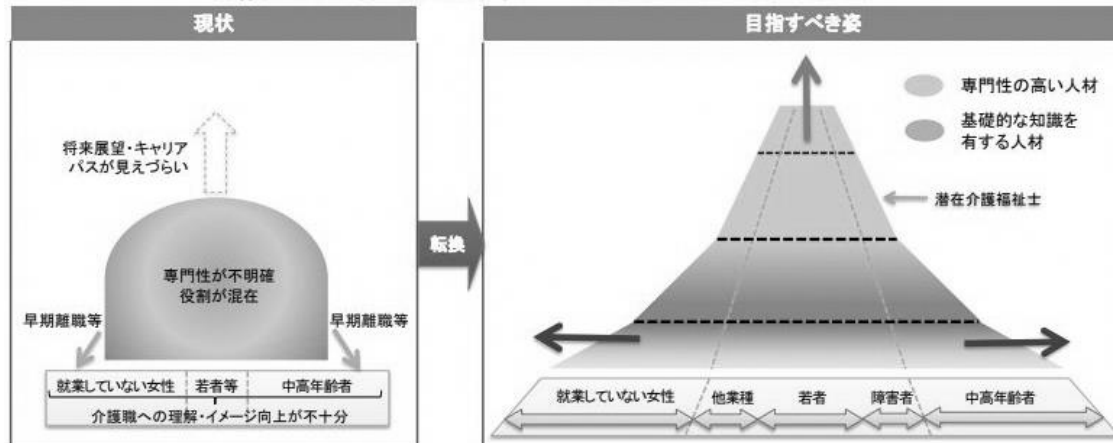
介護人材確保の目指す姿

今後、少子高齢化により現役世代の人口が急減する中、地域包括ケアシステムの根幹を支える介護人材の確保が急務となっています。

境町においても、中高年齢者の人材活用や学生など将来を見据えた介護人材の確保に向けた取り組みや現に就労している介護等職員の負担軽減や、専門性の向上による定着支援を進めていく必要があります。

第8期計画においては国や県の事業と連携を図りつつ、高齢者福祉施策や介護保険事業を一体的に実施し、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「素質の向上」を目指して、介護事業所や福祉関係団体、ボランティア等と連携して介護人材確保に向けて取り組みを推進します。

介護人材確保の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



参入促進	1. すそ野を拡げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る
資質の向上	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

10

出典) 令和元年 厚生労働省 社会・援護局 福祉人材確保対策室

3 任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを、介護保険制度の中で実施します。

(1) 介護給付等適正化事業

高齢化に伴う介護サービス利用者の増加等により介護給付費が増加する中、限られた資源を有効に活用するために、必要な介護サービスを適切に提供しなければなりません。

町では、国で示されている第5期介護給付適正化計画に基づき、給付適正化主要5事業を実施し、介護サービスの適正な給付に努めます。

①要介護認定の適正化

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度見込み	R3年度	R4年度	R5年度
行政職員による要介護認定新規・区分変更調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%
調査員研修の実施	随時	随時	随時	随時	随時	随時
審査会における情報交換・情報提供	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

②ケアプランの点検

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度見込み	R3年度	R4年度	R5年度
ケアプランチェックの実施件数	8件	18件	7件	15件	17件	20件

③縦覧点検・医療情報との突合

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度見込み	R3年度	R4年度	R5年度
縦覧点検医療情報との突合	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

④住宅改修等の点検

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度
住宅改修の実地調査 (高額・疑義 該当ケース)	11件	18件	0件※P96	5件	5件	5件
福祉用具購入の点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件
国民健康保険団体連 合会データを活用し た点検の実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施

⑤介護給付費通知

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 見込み	R3年度	R4年度	R5年度
介護給付費通知書の 送付	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回



ケアプランチェックの様子



住宅改修実地指導の様子

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に際し、申し立てを行うべき親族がない高齢者に対して町が審判の申し立てを行う（首長申立て）とともに、審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その費用の全部又は一部を助成します。

「境町成年後見制度利用促進計画（第6章参照）」に基づき、成年後見制度による支援が必要な方に広く利用できるように継続して事業を推進していきます。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度見込み	R3年度	R4年度	R5年度
内容	成年後見制度利用支援事業利用者					
利用者/年度	0件	0件	1件	2件	3件	4件

(3) 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（町営あさひが丘住宅）に入居している高齢者に対し、生活援助員を派遣して、生活指導、相談、安否確認等のサービスを提供することにより、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援します。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度見込み	R3年度	R4年度	R5年度
内容	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業利用者					
利用者/年度	12件	12件	11件	11件	11件	11件

*任意事業について、家族介護支援事業、地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業（配食サービス）の実施については、高齢者福祉計画に詳細を記載しています。

※令和2年度見込みに関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一部事業の延期、縮小、中止となっています。